

「新庄市小売商業振興資金融資制度」のご案内

▶ 対象者 次の3つの要件の全てに該当する事業者

- (1) 市内に店舗を有する中小小売事業者（裏面参照）で、2年以上の営業実績があるもの
- (2) 市税を完納しているもの
- (3) 大型店の出店に伴う対策として、店舗等の新增改築を行うもの、又は本資金の導入により経営基盤の安定及び向上を図るための資金を必要とするもの

▶ 融資条件

- (1) 資金用途 運転資金・設備資金
- (2) 融資限度額 1,000万円以内
- (3) 融資期間 10年以内（据置1年以内）
- (4) 融資利率 年1.6%（平成28年4月現在）
- (5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めによる



かむてん©新庄市×富樫義博©

▶ 必要書類

- 新庄市小売商業振興資金融資対象者認定申請書
- 財務諸表（最近時）
- 納税資産証明書（原本1部）
- 経営計画書
- 見積書及び図面（設備資金の場合）

▶ 保証料

山形県信用保証協会が債務の保証を行う場合、責任共有保証制度対象であるため、上限1.90%の9段階保証料率が適用されます。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

どの区分に該当するかは、県保証協会の審査により決定されます。

また、保証料の約30%は借入主の負担となります。

▶ 取扱金融機関

山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・新庄信用金庫・北郡信用組合
（新庄市に店舗を有する各本支店）

※融資については金融機関などの審査により決定されますのでご了承ください。

<お問合先>



新庄市役所 商工観光課 企業立地・商工振興室

TEL : 0233-22-2111（内線254）

FAX : 0233-22-0989

E-Mail : syoukou@city.shinjo.yamagata.jp



中小小売商業者

※小売業に属する事業を主たる事業として営んでいる場合に限る

小売業

出資総額：5千万円以下
or
従業員数：50人以下

政令で定めるもの

別表を参照

※H26.7.1現在小売業を主たる
事業としているものはない。

企業組合

協業組合

別表

	業 種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人